

第5章 計画の推進

1. 推進体制

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民が増えることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民活動団体等と連携・協働しながら、取組を進めることが大切です。計画がどのような施策として実施されたのか、また、成果を評価し、取組を効果的に推進します。

さらに、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるよう体制を整えていきます。

(1) 庁内の推進体制

本市の人権施策の推進にあたっては、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、庁内の連携、調整を行い、総合行政としての機能を果たすとともに、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立った施策を展開します。また、関係する機関が相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。

「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議を行います。

(2) 国・県・関係団体等との連携

人権施策は、国、県、本市がそれぞれの役割分担のもとで連携を図りながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、法務局や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

また、区・自治会、自治振興会、PTA、甲賀市人権教育推進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会などの関係団体、市民活動団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本計画で策定した人権施策については、「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」により定期的に点検・評価を行い、計画の見直し等のフォローアップ³⁹を行っていきます。

3. 目標指標

計画の実現に向けて、次の目標指標を掲げます。なお、達成度を図るために、各目標年度の前年に調査を実施します。

単位：%

指標	指標の説明	現状	目標		
			平成32年度 (2020年度)	平成36年度 (2024年度)	平成40年度 (2028年度)
「人権が尊重されるまち」になっていると感じる割合	「人権が尊重されるまち」になっているかに、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」の人の割合	38.0	42.0	46.0	50.0
人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	3年以内に、人権に関する学習会に参加したことがある人の割合	31.6	35.0	38.5	42.0
「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	人権の尊重されるまちの実現に向けて、「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	29.5	33.0	36.5	40.0

※各指標の現状については、「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成28年3月）の数値

³⁹ フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

